

令和8年度千葉県在住外国人向け生活ルール等理解促進事業（動画活用） 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県が委託する「令和8年度千葉県在住外国人向け生活ルール等理解促進事業（動画活用）」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、委託先候補者決定後、県と委託先候補者による協議の上、県が作成する。

1 事業名

「令和8年度千葉県在住外国人向け生活ルール等理解促進事業（動画活用）」業務委託

2 事業の目的

近年、県内在住外国人数は増加傾向にあり、外国人住民と地域住民の双方が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、日本での生活に不慣れな外国人住民が、生活上必要となるルールやマナーについて理解を深めることが重要となっている。

そこで本事業では、県内在住の外国人住民を主な対象として、日本で生活する上で必要な生活ルールやマナーを分かりやすく伝える動画を制作する。また、市町村、地域日本語教室等において当該動画を活用することにより、新たに県内で生活を開始する外国人住民や生活ルールに不安を有する外国人住民の理解促進を図り、外国人住民と地域住民が相互に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務内容

初めて日本で生活する千葉県内在住の外国人（来日1年程度を目安とする）及び日本での生活ルール・マナーの理解に不安のある外国人住民に対し、生活ルール・マナーを知らないことに起因するトラブルを未然に防止するため、主にごみの捨て方と騒音に関するルール・マナーの啓発について、予防の観点から啓発を行う動画を次のとおり制作すること。

（1）制作方針について

コンセプト：「地域で安心して生活するための実践ガイド」

ターゲット：初めて日本で生活する千葉県内在住の外国人（来日1年程度を目安とする）

※日本での生活ルール・マナーに不安がある外国人住民も含む

- ・本動画は生活初期段階で直面しやすい課題（ごみの捨て方、騒音等）に関する生活ルール・マナーについて、「良い例」と「悪い例」を対比させて説明すること。なお、表現に当たっては、日本の価値観等の一方的な押し付けとならないよう、行動の背景や理由を併せて示すなど、視聴者の納得感を重視した構成とすること。

- ・受託者は、本事業の目的を踏まえ、動画の表現について適切な配慮を行うこと。特に、生活ルールを理解促進を目的とした支援型の内容とし、特定の国籍や属性に対する指導や批判と受け取られることのないよう留意すること。
- ・動画は不特定多数に視聴される可能性があることを踏まえ、誤解や偏見を生じさせることのないよう、中立的かつ適切な表現とするため、日本人及び外国人双方の目線から確認を行うこと。
- ・過度な不安や恐怖を与える表現とならないよう留意すること。

（２）動画の仕様について

本事業で制作する動画の基本的な仕様は下記のとおりとする。なお、具体的な制作本数と構成については、提案内容を踏まえ、県と協議の上、決定すること。

（動画の基本仕様）

- ① 動画は複数本制作すること。
- ② 動画の制作に当たっては、実写及びイラスト・アニメーション等の表現手法を適切に組み合わせること。
- ③ １テーマ当たりの動画の長さは概ね２分以上とすること。
- ④ １場面（ケース）ごとに３０秒程度の短尺動画として個別に制作すること。
- ⑤ 上記の短尺動画を組み合わせ、テーマごとのまとめ動画も併せて作成すること。
- ⑥ 動画の構成は、「望ましくない行動」「その理由」「望ましい行動」を対比させ、視聴者にとって分かりやすい内容とすること。
- ⑦ 各動画は単体でも理解可能な構成とし、冒頭にテーマ及び内容を明示すること。
- ⑧ 外国人住民が生活上の不安や疑問を感じた際に相談できる支援窓口（千葉県外国人相談 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/telephone.html>）や県が作成する支援ツール（外国人向け県公式LINEや、生活ガイド“Hello Chiba” <https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/hellochiba.html>）の情報を動画に盛り込むこと。また、視聴者の行動につながるよう、分かりやすい提示方法を工夫すること。
- ⑨ 動画の解像度はフルHD（1920×1080）以上とすること。
- ⑩ ファイル形式はMP4等の汎用的な形式とすること。
- ⑪ 音声は外国人住民にとって理解しやすい「やさしい日本語」を基本とすること。動画の音声及び字幕に使用するやさしい日本語については、出入国在留管理庁及び文化庁が作成した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等の公的な指針に基づき、適切に作成すること。また、字幕は多言語で付与するとともに、視認性に配慮し、文字サイズ、色、配置等を適切に設定すること。音声及び字幕については、「（６）多言語対応について」も併せて参照すること。
- ⑫ 各動画は、市町村の窓口や講習等において個別に活用可能な構成とするとともに、スマートフォン等での視聴も想定し、画面サイズに応じた視認性を確保すること。

（３）動画の内容について

上記（２）の動画の仕様を踏まえ、次の①及び②のテーマについて動画を制作すること。

なお、各動画の構成や場面（ケース）の設定及び実写部分の出演者候補（複数名可）については提案によるものとする。最終的な内容については県と協議の上で決定すること。

① ごみの捨て方について

日本のごみ出しルールの特徴である「分別・日時・方法」を理解できる内容とすること。特に、ルールを守らないことにより周囲に与える影響（回収されないまま残置、悪臭、景観悪化等）を具体的に示すこと。

（想定される場面例）

ごみを分別しない、指定日を守らない、粗大ごみや危険物の不適切な排出 等

② 騒音について

騒音に関する動画の制作に当たっては、日本における生活環境の特性として、静かな生活が重視されていることを踏まえた内容とすること。また、音に対する配慮が重要であり、自身にとっては通常の生活音であっても、周囲の住民にとっては騒音となる場合があることを分かりやすく伝える構成とすること。

（想定される場面例）

夜間の話し声やパーティー、洗濯機や掃除機の使用、足音やテレビなどの生活音 等

【参考：チーバくんグローバルパートナーズの活用】

外国人の出演者候補として、県が実施する「チーバくんグローバルパートナーズ」を活用することも可能とする。チーバくんグローバルパートナーズを活用する場合、原則として活動に対する報酬は発生しないこととされているが、パートナーズの自宅から撮影場所までの区間で発生する往復分の旅費の支払いは必要である。本事業に係る活動内容であれば委託費に含めることも可能とする。

なお、チーバくんグローバルパートナーズを活用する場合は事前に県と協議を行った上で、受託者の名において県に対して活動依頼書を提出すること。

（チーバくんグローバルパートナーズ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/joho/chiba-global-partners.html>

（４）台本・絵コンテの作成

受託者は、動画制作に先立ち、台本及び絵コンテを作成し、発注者の承認を得ること。絵コンテには、各シーンの内容、映像構成、ナレーション及び字幕内容等を具体的に記載すること。また、発注者の指示に基づき、必要な修正を行うこと。修正回数については、「（８）その他の留意事項」を参照すること。

（５）動画の撮影および編集

- ① 受託者は、上記（２）及び（３）の内容に基づき、動画の撮影及び編集を行うこと。
撮影に当たっては、分かりやすい構図や適切な明るさ等に留意し、視覚的に理解しやすい

- い映像とすること。修正回数については、「（８）その他の留意事項」を参照すること。
- ② 編集に当たっては、映像のつなぎ方やテンポ、字幕の表示方法等を工夫し、視聴者にとって理解しやすい内容とすること。また、動画の音声（出演者の会話やナレーション音声）は「やさしい日本語」を基本とし、外国人が理解しやすい表現とすること。
 - ③ 受託者は、撮影に先立ち、撮影場所の確認（以下「ロケハン」という。）を実施し、撮影環境、構図、音環境等を十分に把握した上で撮影計画を作成すること。
 - ④ ロケハンに当たっては、実際の生活環境を踏まえ、視聴者にとって理解しやすい表現となるよう留意すること。また、撮影場所の使用可否、必要な許可の取得状況等について事前に確認し、円滑な撮影が可能となるよう調整を行うこと。特に、住宅環境やごみ集積所等、生活ルールとの理解に関係する場面については、実態に即した適切な表現となるよう十分に確認を行うこと。
 - ⑤ 受託者は、撮影に当たり、騒音、通行の妨げ等に十分配慮し、トラブルの未然防止に努めること。撮影に伴い苦情等が発生した場合には、速やかかつ適切に対応するとともに、対応状況について県へ報告すること。
 - ⑥ 受託者は、動画の内容が視聴者にとって分かりやすいものとなるよう、適切なイラスト及びアニメーションを制作すること。修正回数については、「（８）その他の留意事項」を参照すること。
 - ⑦ イラスト及びアニメーションの制作に当たっては、情報を簡潔に伝えることを重視し、過度に複雑な表現とならないよう留意することとともに、特定の国籍、文化、外見等を想起させる表現に偏らないよう配慮し、誤解や偏見を生じさせることのない中立的なデザインとすること。また、過度な誇張や娯楽性に偏った演出とならないよう、啓発目的に即した適切な表現とすること。

（６）多言語対応について

本事業で制作するすべての動画について、次のとおり多言語対応を行うこと。ナレーション及び字幕においては、平易で簡潔な表現とし、専門用語や難解な表現は避けること。

① 動画音声について

動画の音声は、外国人住民にとって理解しやすい「やさしい日本語」を基本とすること。ただし、視聴者に違和感を与えないよう、全体の自然さにも配慮した表現とすること。

② 字幕について

受託者は、動画の内容が外国人住民に理解しやすいものとなるよう以下のとおり８言語による字幕を付与すること。翻訳に当たっては、各言語のネイティブチェック又は同等の確認を行い、字幕は各言語において自然で分かりやすい表現とし、誤解を招かない内容とすること。なお、字幕により音声を補完するだけでなく、視覚情報のみでも内容の理解が可能となるよう工夫すること。

字幕言語：やさしい日本語、英語、中国語（簡体字）、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、シンハラ語、インドネシア語

※英語の字幕は、国際的に広く用いられているアメリカ英語を基本としつつ、

英語を母語としない外国人住民にも理解しやすい平易な表現を用いること。

(7) 独自提案

受託者は、本仕様書に定める内容のほか、本事業の目的である外国人住民の生活ルール・マナーの理解促進及び生活関連トラブルの未然防止に資する取組について独自提案を行うこと。提案に当たっては、提案内容、実施方法、期待される効果及び実施に必要な経費を明示すること。なお、独自提案は企画提案の評価対象とする。

(8) その他の留意事項

- ① 本業務の実施に当たっては、多文化共生の観点から適切な配慮を行うこと。
- ② 受託者は、県の確認結果に基づき、必要な修正を行うこと。なお、修正回数については、絵コンテ段階及び動画制作段階において、それぞれ2回程度を基本とする。ただし、軽微な修正については、この限りではない。具体的な修正内容及び回数については、県と協議の上、決定すること。
- ③ 受託者は、県が実施するチーバくんグローバルパートナーズの意見交換会（年3回程度を予定）に参加し、制作する動画についてパートナーズからの意見を聴くこと。
なお、チーバくんグローバルパートナーズの意見交換会は、いずれもオンラインによる開催を想定している。
- ④ 受託者が生成AIを利用する場合は、成果物の品質及び権利関係について受託者の責任において確認を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて関係機関と連携し、事業の円滑な実施に努めること。

(9) 中間成果物の提出

受託者は、動画制作の進捗状況を確認するため、令和8年12月中旬までに中間成果物を県へ提出し、内容について説明を行うこと（具体的な提出期日は県が指定する）。

中間成果物には、少なくとも次の内容を含めること。

- ① 動画全体の構成案
- ② 台本及び絵コンテ
- ③ 制作済みの映像素材又は試作版動画
- ④ 多言語対応の実施状況
- ⑤ 今後の制作スケジュール

なお、中間成果物の内容について、県は必要に応じて意見又は修正の指示を行うことができるものとし、受託者はこれを踏まえ最終成果物を制作すること。中間成果物に対する修正対応は、（8）②に定める動画制作段階における修正対応の範囲に含むものとする。

(10) 最終成果物の納品

受託者は、履行期限までに以下の成果物を電子データにより納品すること。

- 成果物：① 動画データ一式（MP4形式等）
② 字幕データ

- ③ 台本・絵コンテ
- ④ その他必要な関連データ

○履行期限：令和9年3月12日（金）午後5時

○納品先：千葉県総合企画部国際課 多文化共生推進班

（１１）成果物の活用及び周知について

本事業で制作する動画の活用先として、千葉県ホームページや動画投稿サイトのほか、市町村窓口、国際交流協会、日本語学校、外国人を雇用する企業、不動産事業者等を想定している。

受託者は、外国人住民への効果的な情報発信及び視聴促進の観点から、活用先及び周知方法について1つ以上提案を行うこと。なお、県が想定する活用先以外にも、外国人住民への効果的な周知が期待できる活用先がある場合は積極的に提案すること。

また、活用先への配付方法及び成果物の活用先における視聴促進のための仕組みに加え、実際の現場で活用するための導入方法（例：説明用スクリプト、活用マニュアル、QRコードの作成等）についても、それぞれ1つ以上提案すること。

さらに、動画がどのような主体に、どのような場面で活用されたかを把握できる仕組みについて提案すること。提案に当たっては、実施方法及び期待される効果を具体的に示すこと。

５ 事業運営及び管理について

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

（１）県との連絡調整

委託業務の実施に当たっては、受託事業者において計画書を作成の上、進行管理を行うこと。また、月1回程度の頻度で県の担当者と打ち合わせを行い、事業の進捗状況等を報告するとともに、必要な資料や打ち合わせ記録等の作成を行うこと。

（２）主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

（３）問合せ等への対応

本事業に関わる関係者やその他事業者等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えること。

(4) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(5) 成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属するものとし、成果物が画像や動画等の電子データの場合は、県が指定するファイル形式により納品すること。ただし、事業委託期間中は、受託者が上記の権利を適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、県と別途協議の上で決定する。

6 法令遵守及び安全管理について

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、受託者の組織内において同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

本業務に関わる作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

7 秘密の保持について

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

8 その他

(1) 個人情報の取扱・管理について

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

(4) 仕様変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(5) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、やむを得ない事情等により動画の制作等を中止する場合や、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。